

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ ほっとコーナー

日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367



第5回八潮市立小中学校 通学区区域審議会の傍聴

☎1月30日(月) 午後3時～5時
場 市役所別館教育委員会会議室
内 通学区区域の見直しについて、答申案について
定 5人(申込順)
申 学務課 ☎378

八潮市消防委員会の傍聴

☎2月7日(火) 午後1時30分
場 消防署会議室B
内 大瀬出張所の統合について、平成23年火災・救急概要についてほか
定 5人程度
問 消防本部総務課 ☎996・0119

「平成24年経済センサス 活動調査」にご協力ください

2月1日現在で、「平成24年経済センサス活動調査」を実施します。調査は、全国すべての民営の事業所および企業が対象です(農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業および外国公務に属する事業所を除く)。
1月から、調査員がお伺いして直接調査票を配布・回収する方法を基本とし、支社等を有する企業などについては、国・都道府県若しくは市から民間事業者を通じて郵送により調査票を配布・回収する方法で行います。

統計調査の結果は国や都道府県、市区町村などがこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。

問 企画経営課 ☎233



経済センサスキャラクター
ビルクんとケイチちゃん

交通災害共済受付

市町村交通災害共済は、皆さんの会費で運営する交通事故のお見舞金助け合い制度です。
共済期間 4月1日～平成25年3月31日

☎①市内に住居登録または外国人登録をされている方
②①の方に扶養されていて、修学のため市外に転出している方
③(年額)一般900円、中学生以下500円(平成24年4月1日現在で中学生以下の方)

☎2月1日から、郵便局、市民課または駅前出張所へ
問 市民課 ☎210

臨時休館

●身体障害者福祉センターやすらぎ館内清掃などのため、休館します

☎2月19日(日)
問 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎997・8553

●市民温水プール
機械設備点検および修繕のため、

市内中小企業者の方へ 利子補給金申請のお知らせ

①工場移転資金利子補給
土地区画整理地内にある工場や、都市計画道路などの建設に伴い移転となる工場を有する中小企業者が、工場移転のために借り受けた資金に係る利子を一部補助します。
☎市内で1年以上事業を営んでいること
▼市税を完納していること
▼昨年1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満
内 埼玉県産業立地資金、埼玉県環境みらい資金

利子補給の額 昨年1月から12月までの期間中に支払われた利子額の30パーセント以内
②新規創業資金融資利子補給
市内において、新たに事業を起すために借り受けた資金に係る利子を補助します。
☎市内で引き続き1年以上住所を有すること
▼市税を完納していること
▼昨年1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満
内 埼玉県起業家育成資金、日本政策金融公庫新規創業資金、日本政策金融公庫女性・若者／シニア起業家資金、日本政策金融公庫新創業融資制度

利子補給の額 借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額を補助します。ただし、利子が15パーセントを超える場合は、15パーセントの額
③八潮市中小企業小口・近代化資金融資利子補給補助金
中小企業小口・近代化資金融資を利用している方に対し、毎年支払った利子額の30パーセント(平成14年3月以前利用の方は20パーセント)を補助します。

ただし、現在の景気情勢を考慮し平成23年1月から12月までに支払った利子額については、50パーセントを補助します。補助対象の方には、個別に申請書類などを郵送しますので、商工観光課に提出してください。なお、提出期限までに申請がない場合は補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

また、平成23年度中に震災対策緊急特別融資を利用した方は、その支払利子額の100パーセントを補助します。
①②③共通
☎①は1月25日まで、③は1月23日から2月10日までに、窓口または郵送(必着)で商工観光課 ☎479)へ

里親入門講座 〜里親になりませんか〜

近年、さまざまな事情で親と暮らすことができず、家庭の温かさを必要とする子どもが増えている一方で、子どもを受け入れてくれる里親家庭が少なくなっています。そこで、多くの皆さんに里親としてご協力いただけるように、里親入門講座を開催します。※保育あり(要予約)

☎2月5日(日) 午後1時30分～4時30分
場 やしお生涯学習館セミナー室4
場 県内在住の方
内 里親制度の説明と里親の体験談
費 無料
問 谷越谷児童相談所 ☎975・4152、市子育て支援課 ☎427

まんまるよく利用者登録の更新手続きのお知らせ

平成22年1月28日からまんまるよくの利用者登録に有効期限が設定されたことに伴い、更新手続きが必要となります。更新手続きは、利用者登録をした市町の施設窓口で行うことができます。また、複数の利用者カードをお持ちの方は、団体カード1枚、個人カード1枚にまとめますので、併せてお持ちください。

なお、手続きをしないカードは、使用できなくなりますので、ご注意ください。
☎平成20年1月1日から平成22年1月27日までに利用者登録をした方
※利用者登録カードの裏面に登録日が記載してありますので、ご確認ください。

【更新手続きに必要なもの】

- ・利用者登録カード
 - ・利用者登録者の本人確認書類(免許証など)
 - ・更新申請書(施設窓口にて準備してあります)
- ※更新手続きは、利用者登録した本人のみ行うことができます。
※団体登録者は、団体の代表者または担当者が手続きを行ってください。

【更新期間】

2月1日～3月31日

【利用者限定施設について】

更新手続きのほかに、体育施設や一部文化施設(利用者限定施設)は、別途申請が必要です。別途申請手続き完了後、インターネットから施設予約ができるようになります。

利用者限定施設は利用ガイドブックでご確認いただき、「利用者限定」に記載のある施設で別途手続きをお願いします。

※「なし」と記載されている施設は更新手続きのみでインターネットから施設予約ができます。また、利用ガイドブックは、まんまるよくのホームページからもダウンロードできます。

問 市民協働推進課 ☎328

八潮市住民投票条例を制定しました 八潮市住民投票条例解説①

市では、昨年7月に施行された「八潮市自治基本条例」に基づき、住民投票について具体的な事項を定めた「八潮市住民投票条例」を制定しました。

住民投票は、投票という手段を用いた住民参画の仕組みを活用し、より住民の民意を反映させるための制度です。

本市の住民投票制度は「常設型」と呼ばれるもので、署名数などの請求要件を満たせばいつでも実施できます。

●住民投票ができる事項

住民に重大な影響を及ぼす市政の重要事項です。具体例を挙げるとそれ以外のものについてはできなくなってしまうため、具体的には規定していません。

ただし、次の事項については、住民投票を行うことはできません。

- ①法令に基づいて住民投票を行うことができる事項(市議会の解散請求、市議会議員・市長等の解職請求など)
- ②特定の個人または団体、特定の地域の住民などの権利または利益を不当に侵害するおそれのある事項
- ③市税の賦課徴収、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項
- ④市の組織、職員人事、予算、決算、会計など住民投票に付することが適当でない事項

●投票ができる人(投票資格者)

市議会議員・市長の選挙権を有する人(満20歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上市内に住所がある人)です。

八潮市住民投票条例の全文は、市のホームページに掲載しています。

問 市民協働推進課 ☎497